（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定の適用に関する読替え）

第四条　令和十年三月三十一日までの間は、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第五号	標準法第六条の二	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和八年政令第八十七号。以下「経過措置政令」という。）第三条第二項
	第二項本文	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法第三条第二項本文
	標準法第七条及び第八条	経過措置政令第三条第三項及び第四項
第一条第七号及び第十五号	標準法第八条の二	経過措置政令第三条第五項
第一条第九号	第二項本文	改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法第三条第二項本文
	標準法第九条	経過措置政令第三条第六項
第一条第十一号	標準法第十条第一項	経過措置政令第三条第七項
第一条第十三号	標準法第六条の二	経過措置政令第三条第二項
	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項
	標準法第七条及び第八条	経過措置政令第三条第三項及び第四項
第一条第十七号	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項
	標準法第九条	経過措置政令第三条第六項
第一条第十九号	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項
	標準法第十条第一項	経過措置政令第三条第七項

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）の施行に伴い、及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「法第三条第三項」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第三項」に改め、同条を第一条とする。

第三条各号を次のように改める。

一　国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等（第四号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。）　九千六百円

ロ　特別支援学校の高等部　四百円

ハ　高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。次号ホにおいて同じ。）　一万九千五百五十円

ニ　専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）　一万三千九百円

ホ　法第二条第五号に規定する特定教育施設（次号ヘにおいて単に「特定教育施設」という。）　九千九百円

二　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等（第四号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロからトまでに掲げるものを除く。）　九千九百円

ロ　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）の定時制の課程　二千七百円

ハ　高等学校の通信制の課程　五百二十円

ニ　特別支援学校の高等部　四百円

ホ　高等専門学校　一万九千五百五十円

ヘ　専修学校（トに掲げるものを除く。）、各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）及び特定教育施設　三万八千百円

ト　専修学校（高等学校の課程に類する課程であって通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次号ロにおいて「専修学校通信制学科」という。）　二万八千百円

三　国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロに掲げるものを除く。）　三万八千百円

ロ　高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科　二万八千百円